

保推第1675号
平成22年12月2日

養護老人ホーム 施設長 様
特別養護老人ホーム 施設長 様
軽費老人ホーム 施設長 様
介護老人保健施設 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部
高齢者施策推進課長

高病原性鳥インフルエンザの発生について（注意喚起）

今般、鳥根県安来市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例が発生したことを受けて、厚生労働省より別添のとおり通知がありましたので、送付いたします。

なお、新聞報道等によれば、農林水産省は昨日1日、前記事例において高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出したと発表しています。

つきましては、施設内で家きん（家畜として飼育される鳥）を飼育されている場合は、それらの家きんと野鳥との接触を避けるために必要な対策を講じていただきますようお願いいたします。

【送付書類】

「高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例の発生について」（平成22年12月1日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市保健福祉局 高齢者・障がい者部 高齢者施策推進課

施設指導係 平川，中島

電話：711-4257 FAX：733-5587

E-mail：shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp

事務連絡
平成22年12月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例の発生について

今般、農林水産省より、別添のとおり島根県安来市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表を受け、平成22年11月30日付事務連絡「高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例の発生について」（厚生労働省健康局結核感染症課）が発出されたところです。

つきましては、社会福祉施設等において、家きんが飼養されている場合には、それらの家きんと野鳥との接触を避けるよう周知徹底を行う等、衛生主管部局との連携を図りますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成22年11月30日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例の発生について
（情報提供）

今般、農林水産省より、別添のとおり島根県安来市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

なお、鳥インフルエンザの人への感染防止に適切な対応がとられるよう、平成18年12月27日付け健感発第1227003号に基づいた対応をお願いします。

島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置について

○本日、島根県の農場の採卵鶏に、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。このため、本日、農林水産省に「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置・開催し、今後の対処方針を決定しました。

○当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

○現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地： 島根県安来（やすぎ）市

飼養状況： 採卵鶏 （成鶏 2 万羽、育雛 3,300 羽）

2. 経緯

- (1) 本日、島根県は、死亡鶏の通報を受けて農場の立入検査を実施。
- (2) 顕著な死亡率の上昇は認めないが、インフルエンザ簡易検査で 5 羽中 3 羽陽性。
- (3) 同県は当該農場に対し、家きん・卵等の移動の自粛を要請するとともに、追加検査のため採材。
- (4) 家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施したところ、H5 亜型であることを確認。
- (5) 今晚、約 30 羽の死亡が確認されたこともあり、現時点で疑似患畜とする。

3. 今後の対応

本日、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、農林水産省に鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置・開催し、今後の対処方針を以下のとおり決定しました。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
4. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
5. 島根県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
6. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
7. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

(1) 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、嶋崎

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>